

# 利益相反について

2007年6月6日

東京工業大学客員教授  
東京医科歯科大学客員教授  
レックスウェル法律特許事務所所長  
弁護士・弁理士 平井昭光



# 一般的な利益相反マネジメントの必要性

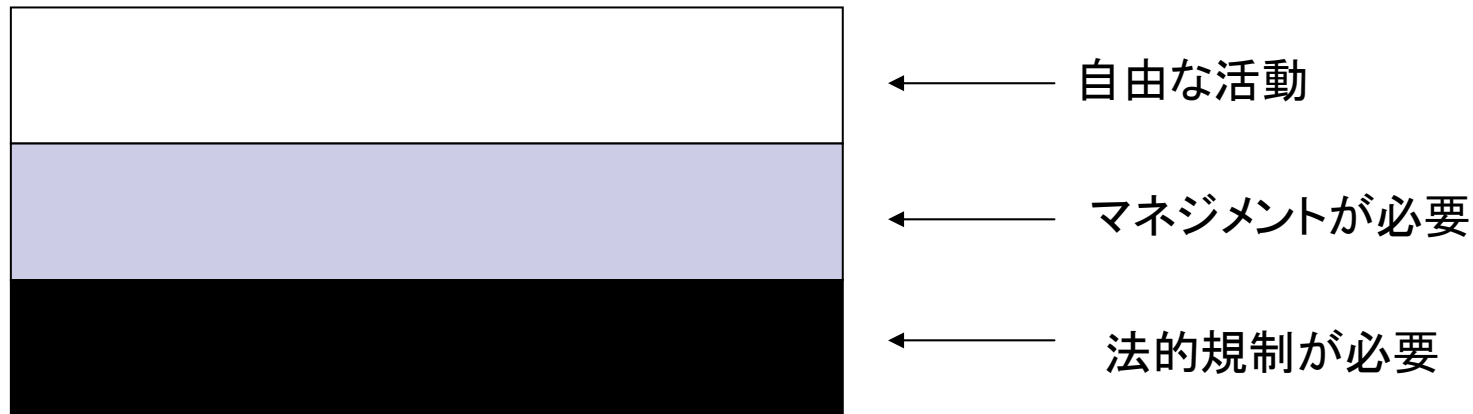
- 産学官連携の推進に伴って、利益相反のマネジメントが注目を集めるようになってきた。→臨床研究に限らない一般的なマネジメントの発生
- 産学官連携の推進は、車のアクセル。利益相反の管理はハンドルに相当。
- すなわち、「推進」に伴って生じる様々な状況（スピードの増加）を処理して、適切に管理（ハンドル操作）することによって、産学連携の持続的な成長を図るためにある。



# 産学官連携を支える理念

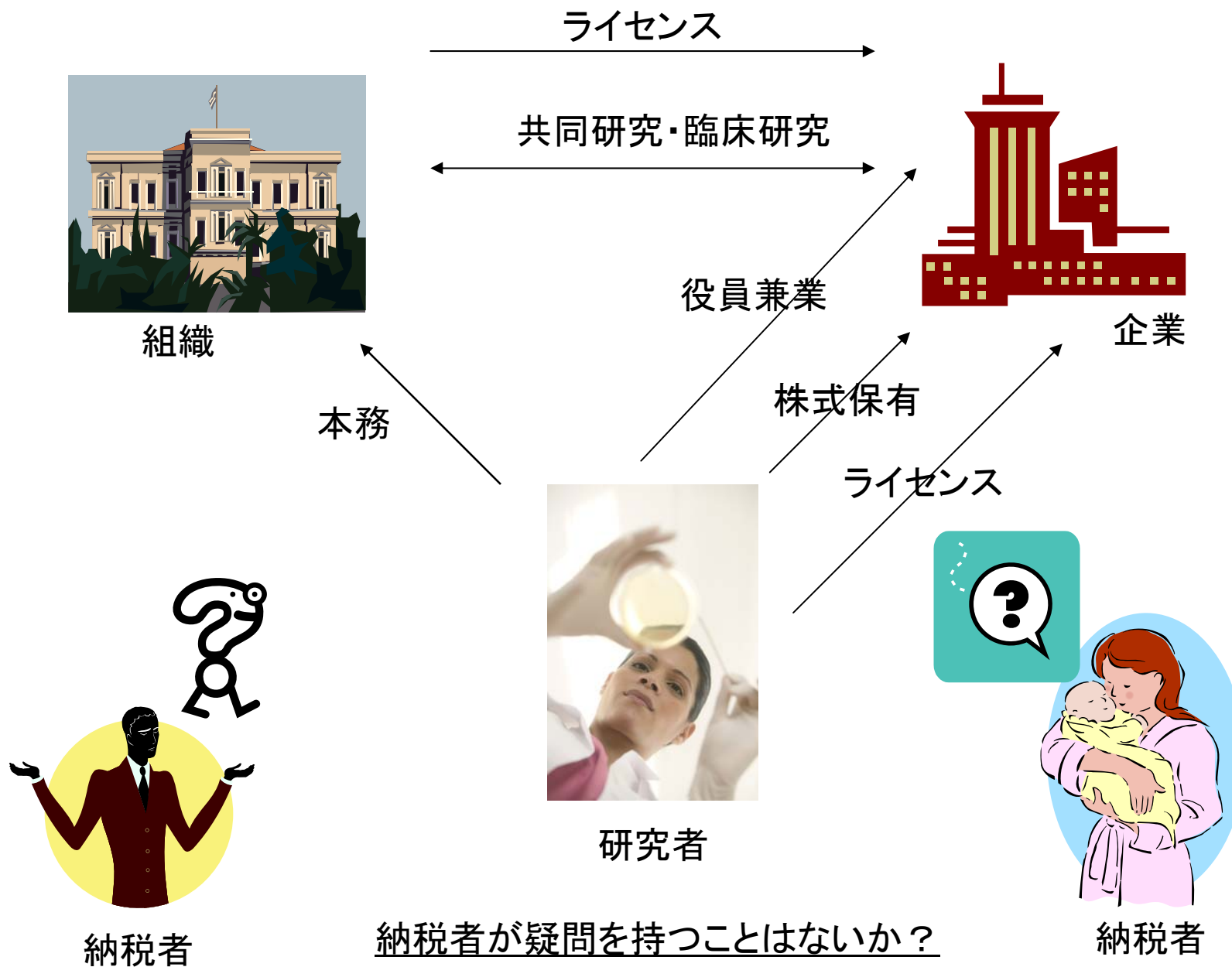
- 社会貢献(第三の使命)
- 組織のアカウンタビリティ(透明性)
- 納税者への責任
- 知の創造サイクル(イノベーションシステムの一翼を担う。)

# 産学連携のコントロールのあり方



例えば、贈収賄・研究不正行為・インサイダー取引・背任などは法律で規制されている。他方、趣味で行う研究は全くの自由。その中間に、「違法ではないが、自由にやると社会から誤解を受けかねない」という範疇が存在する。


その領域では、適切なマネジメントを行なうことが必要。



# 利益相反ポリシーのゴール



研究者にとっては、許容されるコンフリクトと許容されないコンフリクトが明確になり、かつ、ボーダーライン上を利益相反委員会によってマネジメントされることによって研究の自由を確保することができる。



## 民間サイドから見た COIポリシーのゴール

- かつて贈収賄事件に発展する例があった。
- パートナーとなる大学等にCOIポリシーが存在することによって、民間企業においても経済的なInterestについて従うべきルールが明確になり、リスク・ヘッジが容易になる。



# 利益相反の定義

- 利益相反は、Conflict of Interestという英米法上の法律用語から由来。略して「COI」
- Interestという用語は、「利益(Benefit、Profit)」より広く、なんらかの法的な関係を指す(権利及びそれに準じるものを含めて指す。(英米法辞典))。



- 利益相反は、狭義の利益相反と責務相反に分かれる。狭義の利益相反は、外部からの重大な経済的利益によって、本務にバイアスが掛けられると一般人から懸念が表明されかねない事態。



組織

本務又は兼業先  
における本務



企業・病院

重大な経済的利益  
(Significant Financial  
Interests)



研究者

- 責務相反とは、複数のコミットメントが存在して、本務にバイアスが掛けられると一般人から懸念が表明されかねない事態



組織

本務又は兼業先  
における本務

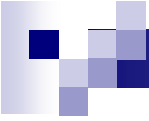


研究者



企業・病院

会社役員・  
その他

- 
- バイアスとは、本務を枉げたり、怠ったりすること(データの改ざん、特定企業の優遇、研究を中止すべきなのに継続、本務以外の研究に時間を費やす等)
  - 利益相反の「可能性」とは？複数の「利益」の「存在」だけで「利益相反」となるか、それともなんらかの「バイアス」が実際に掛けられたことが必要か？
    - バイアスが現実には掛けられたこと(Actual Conflict of Interest)は必要ない。(事実関係について、積極的に調査はしない。)
    - 可能性の存在だけで利益相反マネジメントのトリガーとなる。
    - あくまで利益相反問題は、「バイアス」がないことを前提に、しかし、バイアスが起きうる事態(利益相反の存在)や、バイアスが発生していると周囲から見られかねない事態(バイアス発生の可能性がある場合)において、現実のバイアスの有無を検討することなく当該利益相反の「状態を管理する」ことなのである。このような本質を誤ると、魔女狩りのような状況を招き来させることとなりかねないし、研究活動に対して萎縮効果を与えることとなろう。



# 利益相反マネジメントの特色

- 組織のスタンス＝ポリシーによって変わりうる。
  - 社会貢献と産業との接点(応用開発)を重視する場合には比較的フレキシブルに
  - 社会との接点を限定する方向(基礎研究に注力する)の場合には厳しく
- マネジメントの本質は、規制ではなく共に考えること。
- 自己申告に基づく透明性の確保
- 研究者と組織の説明責任の確保
- 現状の組織の状況にあったマネジメント




# マネジメントの実際

## ■ 開示システム

- 開示要件(どの範囲の情報について開示を求めるか)
  - 金額や割合による最低基準の設定
  - 親族?
  - 職員の範囲
- 開示手続
  - 定期的な申告(年1回または2回)
  - 事象発生時の申告(共同研究や、物品購入など)

## ■ 評価システム

- 規範の形成(Interestの種類と程度に応じた評価)。
- 利益相反委員会及び利益相反アドバイザーにおいて、生じた具体的な事例についての判断・管理例を集積する。
- 評価の手法(ヒヤリング、検討、決定)



- 決定された大学等の意思を実行するシステム

- 前向きにより良い方向へ持っていく指導

- 役員兼業から一般兼業へ
- 時間管理の徹底・兼業時間を適正な範囲に
- 部屋やコンピュータなどの物理的切り分け
- 重要な経済的利益の内容の適正さをチェック
- 計画の変更
- 継続的なモニタリング
- 株式等の処分の方法を一緒に考える。

- ペナルティ

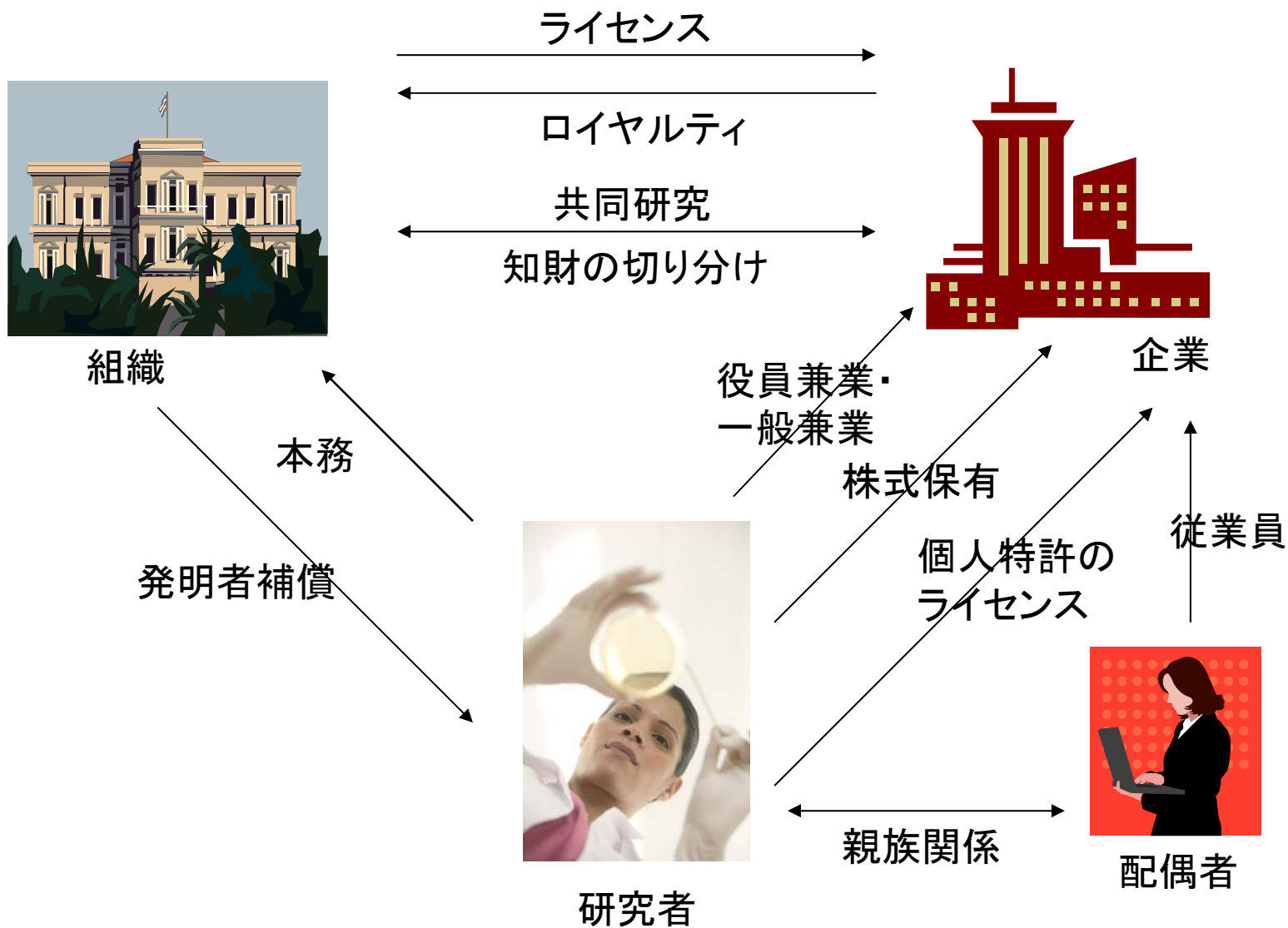
- 指導に反する場合には、就業規則上のなんらかのペナルティが課せられる可能性はある。




- 外部へのアカウンタビリティ

- 利益相反マネジメントの実施状況、ポリシーやガイドラインの内容等の開示
- トラブル発生時のマスコミ対応

# 具体的な対応の例

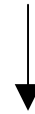




- 
- 株式保有と役員兼業、共同研究契約の三者が揃うと注意が必要となってくる。基本的にInterestの数が増えるとマネジメントの必要性が高まる。
  - 代表権を有する役員になるとマネジメントの必要性が高まる。
  - 株式では5%以下であれば、比較的問題が少ないとされている。
  - 共同研究契約では、知財などの成果物の切り分けが大事。
  - 兼業では、時間の切り分けとエビデンス、総時間の抑制が大事。
  - 意外に多い申請忘れ。
  - 研究室の複数研究者が、同一ベンチャーに関わっている場合は、注意が必要。
  - 物品購入は、比較的重要。
  - ベンチャー企業のボードメンバーの客観性
  - IPOを目指すのか、違う役割を果たしていくのか、きちんと認識することが重要。資本政策も影響する。
  - ライセンスなどの知財が絡む利益相反も重要。但し、この場合には、IPOとの関係で、適切な戦略を組むことが重要。

# 臨床研究に内在する利益相反マネジメント

ヘルシンキ宣言



臨床研究に関する倫理指針

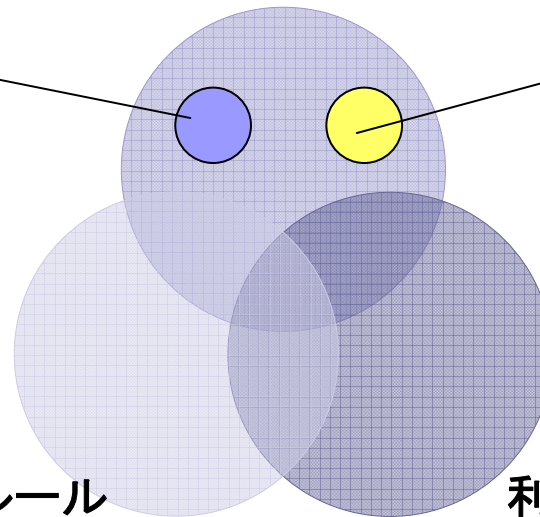
治験(医師主導、  
企業主導)

インフォームド・コ  
ンセント

被験者に対して起こり  
うる利害の衝突を告知

アカデミアにおけるルール

利益相反マネジメント



# ヘルシンキ宣言

日本医師会記

- ヒトを対象とする医学研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先されなければならない。
- 医学研究は、すべての人間に対する尊敬を深め、その健康及び権利を擁護する倫理基準に従わなければならない。弱い立場にあり、特別な保護を必要とする研究対象集団もある。経済的及び医学的に不利な立場の人々が有する特別のニーズを認識する必要がある。また、自ら同意することができないまたは拒否することができない人々、強制下で同意を求められるおそれのある人々、研究からは個人的に利益を得られない人々及びその研究が自分のケアと結びついている人々に対しても、特別な注意が必要である。

## ヘルシンキ宣言2

- すべてヒトを対象とする実験手続の計画及び作業内容は、実験計画書の中に明示されていなければならない。この計画書は、考察、論評、助言及び適切な場合には承認を得るために、特別に指名された倫理審査委員会に提出されなければならない。この委員会は、研究者、スポンサー及びそれ以外の不適当な影響を及ぼすすべてのものから独立していることを要する。この独立した委員会は、研究が行われる国の法律及び規制に適合していなければならない。委員会は進行中の実験をモニターする権利を有する。研究者は委員会に対し、モニターのための情報、特にすべての重篤な有害事象について情報を報告する義務がある。研究者は、資金提供、スポンサー、研究関連組織との関わり、その他起こり得る利害の衝突及び被験者に対する報奨についても、審査のために委員会に報告しなければならない。



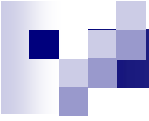
# 臨床研究倫理指針(H15.7.30)

- ヘルシンキ宣言に示された倫理規範や我が国の個人情報保護に関する議論を踏まえて、臨床研究の実施に当たって研究者等が遵守すべき事項を定めたもの。
- 臨床研究計画書に記載すべき事項
  - 当該臨床研究に係る資金源、起こりうる利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
  - 当該臨床研究に伴う補償の有無(当該臨床研究に伴う補償がある場合にあつては、当該補償の内容を含む。)
- 研究責任者は、臨床研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合又は臨床研究により十分な成果が得られた場合には、当該臨床研究を中止し、又は終了しなければならない。



# 臨床研究倫理指針2

- 臨床研究機関の長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、臨床研究の実施又は継続の許可又は不許可その他の臨床研究に関し必要な事項を決定しなければならない。
- 被験者又は代諾者等に対する説明事項
  - 当該臨床研究の成果により特許権等が生み出される可能性があること及び特許権等が生み出された場合の帰属先
  - 当該臨床研究に係る資金源、起こりうる利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり



## アカデミアのルール(欧米の場合)

- ジャーナルに論文を投稿する際には、当該研究に係る資金源、関連企業等の名称を明らかにする。
- 学会報告の際に、当該研究に係る資金源、関連企業等の名称を明らかにする。

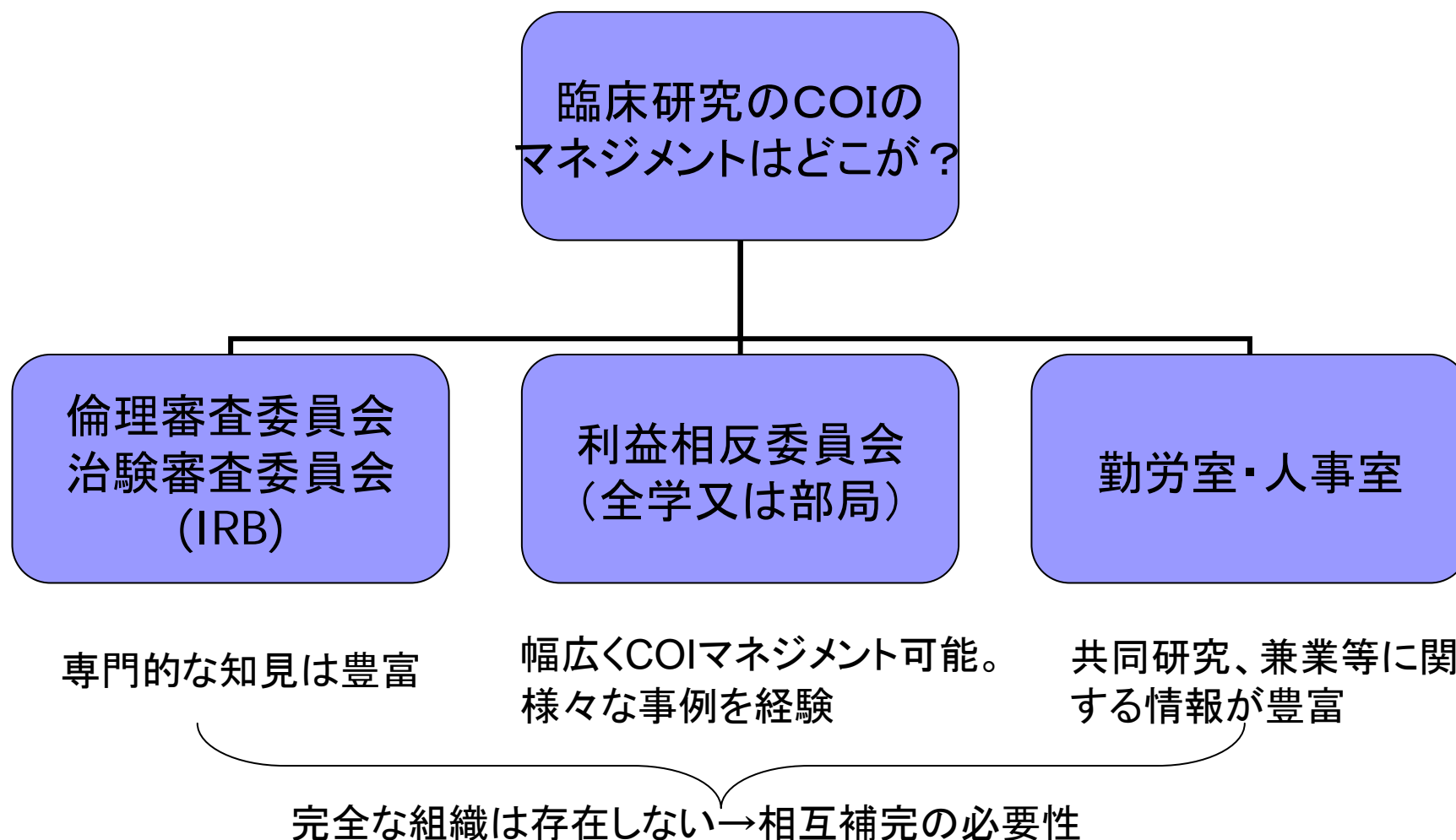



## 利益相反マネジメント(IRBとの違い)

- 臨床研究を問わず、広く研究者の利益相反(狭義)及び責務相反に及ぶ。臨床研究とは直接関係のない共同研究、物品購入、奨学寄附金なども対象となる。
- 開示すべき情報の対象も、配偶者・生計を一にする親族等にも広げる。
- 臨床研究開始前、終了後も利益相反マネジメントは対象とする。
- 利益相反委員会は、継続的にモニタリングする。



# 問題の所在2-組織の調整

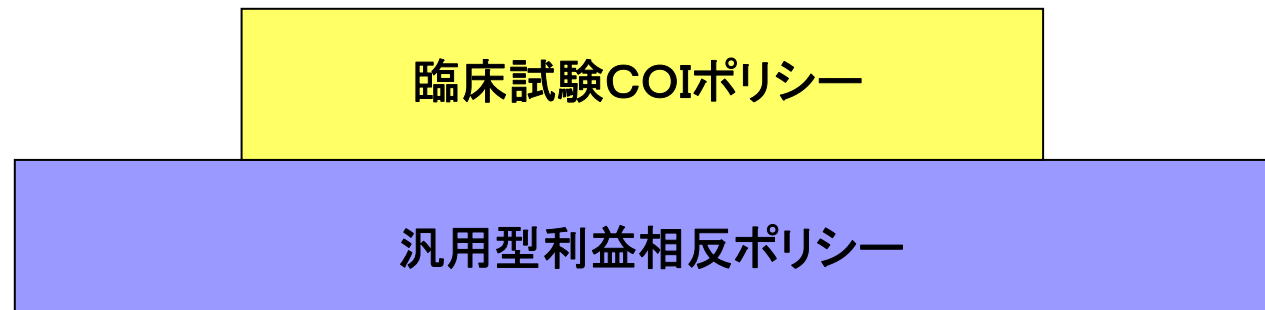




## 問題の所在3-二重の基準

- 憲法における違憲審査基準においては、通常の基本基準(合理性の基本基準)と表現の自由に分野で用いられるより厳しい基準(必要最小限度の原則)の二重の基本基準が存在する。
- 臨床試験・研究に関する利益相反の判断基準は、通常の基本基準のものより厳しくなる可能性が高い。これは違憲審査基準と同様ではなかろうか。  
⇒それでは、どの程度厳しくすれば良いのであろうか。

# 二重の基準



- 二重の基準採用の根拠：
  - 対象が人間である（重要性）。
  - 緊急性（創薬の必要性）
  - 臨床試験ガイドライン等との整合性（外部条件）



# 具体的な基準

- それでは、どこまで基準を厳しくできるのでしょうか。
  - (1)より厳しい開示基準、ヒヤリング措置、指導、モニタリングを行う。
  - (2)研究者による臨床試験への係わり合いを一切禁止する（ゼロ・トレランス・ルール）。
- どこに答えがあるかは、日本社会の状況、日本の医師の状況、患者の同意の質（ICの状況）、創薬の緊急性・必要性、同一技術の研究者の数、発明者たる研究者の関与の必要性等を総合的に考慮して決定するしかないのではないだろうか。（利益衡量説）

# 米国における利益相反マネジメント

## ● 臨床試験と利益相反について

- 臨床試験においては、通常の利益相反問題に加え、弱い立場にある患者の生命と安全という要素が加わる。

- 1) 患者の安全
- 2) データの客観性
- 3) 私的な利益

・どのように調和を図るかが問題。

(基本的には、患者が関与するいかなる臨床試験の実施に際しても、研究者に全ての経済的な利益の開示を要求するという考え方であろう。「最小限の原則」)

- 組織(大学など)が大きなリスクと説明責任を負うことになる。
- ゲルシンガー事件<sup>(注)</sup>  
先端技術を利用した医療の発展と臨床試験における監督やマネジメントの問題について、大きな影響を与えた。
- 臨床試験と利益相反ポリシーの問題は、米国においても現在議論がなされているところであり、統一的な考え方は未だ形成されていない。

注) ジェーシー・ゲルシンガーという少年がペンシルベニア大学における遺伝子治療の臨床試験中に死亡。同大学の科学者の原因調査では、臨床試験に問題はないとされが、FDAの調査では多数の欠陥が見つかったとして対立。訴訟に発展したが、和解により決着。